

## 内閣府独立行政法人評価委員会議事規則（案）

平成13年3月15日

内閣府独立行政法人評価委員会決定

## （招集）

第1条 委員会は、委員長が招集する。

## （公開）

第2条 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、委員会を非公開とすることができる。

## （議事録）

第3条 委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。

3 会議の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

## （委任規定）

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この規則は、平成13年3月15日から施行する。